

(4) 生命環境学群履修細則

平成19年4月12日
生命環境学群部局細則第3号

改正 平成20年生命環境学群部局細則第1号
平成21年生命環境学群部局細則第1号
平成22年生命環境学群部局細則第1号
平成23年生命環境学群部局細則第1号
平成24年生命環境学群部局細則第1号
平成25年生命環境学群部局細則第1号
平成25年生命環境学群部局細則第2号
平成26年生命環境学群部局細則第1号
平成26年生命環境学群部局細則第2号
平成27年生命環境学群部局細則第1号
平成27年生命環境学群部局細則第2号
平成28年生命環境学群部局細則第1号
平成28年生命環境学群部局細則第2号
平成29年生命環境学群部局細則第1号
平成29年生命環境学群部局細則第2号
平成30年生命環境学群部局細則第1号
平成30年生命環境学群部局細則第2号
平成31年生命環境学群部局細則第1号
令和2年生命環境学群部局細則第1号

生命環境学群履修細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第1条の2第1項、第25条、第28条、第31条、第33条、第35条第3項、第39条及び第40条の規定に基づき、生命環境学群における人材養成に関する目的その他教育研究上の目的（次条において「人材養成目的」という。）、教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項等を定めるものとする。

(人材養成目的)

第1条の2 学群学則第1条の2第1項に基づき、学群の人材養成目的は、人間を含む多様な生物の生命現象、それを支える地球環境、さらには生物資源の保全や持続的活用の方法を総合的に理解し、豊かな人間性と問題発見・解決能力を有する、国際的な視野に立って活躍できる未来創造型の人材を育成する。

2 各学類の人材養成目的は、次の表のとおりとする。

学 類	人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的
生 物 学 類	生物世界のシステム、生体機能のメカニズム、生命現象の本質、生物学の研究方法及び先端研究の意義を理解し、生物と関わる幅広い学問分野でグローバルに活躍する研究者、教育者、技術者、企業人など、先端科学と社会の接点となる人材を育成する。
生物資源学類	人類の生存、安全で豊かな生活の基本である生物資源に関する総合的な知識を有し、地域的かつ地球的視野をもって、我が国及び世界の食料の確保、環境と調和した生物資源の開発・保全と持続的利用に貢献できる人材を育成する。
地 球 学 類	地球の誕生から現在に至る地球の進化、大気圏・水圏・岩石圏で起こる様々な現象とそのプロセス、そして地球環境を舞台に展開される人間活動についての総合的な知識と思考力を有する、社会の諸分野で国際的な視野に立って活躍できる人材を養成する。

(主専攻分野)

第2条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学 類	主 専 攻 分 野
生 物 学 類	生物学
生物資源学類	生物資源科学、農学
地 球 学 類	地球環境学、地球進化学

2 前項に定めるもののほか、各学類に生命環境学際主専攻をおくものとする。

(履修方法等)

第3条 学群学則第39条第1項に規定する生命環境学群における主専攻分野別の「専門科目」、「専門基礎科目」及び「基礎科目」ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、各学類の生命環境学際主専攻にあつては、別表第2のとおりとする。

2 地球学類において、学生が前条第1項の主専攻分野を選択するにあつて、あらかじめ、履修すべき授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(副専攻)

第4条 学群長は、第2条の主専攻分野について、教育上有益と認めるときは、当該学類の他の主専攻分野の一つを副専攻として学生に履修させることができる。

2 地球学類における副専攻の認定条件等は、別表第4のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第5条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。

2 前項の場合において、教職に関する科目、博物館に関する科目及び夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中授業を除くものとする。

3 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学 類	要 件	単位数
生 物 学 類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては20単位)以上を修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が70%以上であること。 (2) 1年次にあつては、学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
生物資源学類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては22単位)以上を修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	55単位
地 球 学 類	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位を40単位(9月及び10月に入学した者の1年次にあつては20単位)以上を修得し、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が	55単位

	60%以上であること。 (2) 学類長が特別な事情があると認めた者	
--	--------------------------------------	--

(成績の評語)

第6条 学群学則第35条第3項に規定するP又はFの評語を用いることができる授業科目は、「フレッシュマン・セミナー」、「Japan-Expert フレッシュマン・セミナー」、「学問への誘い」並びに生物学類開設のインターンシップ科目、「クラスセミナー」、生物資源学類開設のインターンシップ科目（全国森林公開実習Ⅰを除く）、「生物資源科学実習」、「生物資源科学演習」、「生物資源フィールド学実習」、「環境工学フィールド実習」、「農林生物学コース専門演習」、「応用生命化学コース専門演習Ⅰ・Ⅱ」、「森林水文・砂防学実習」、「自然地域計画実習」、「生物機械工学実習」、「生物資源科学情報処理実習」、「測量学実習」、「社会経済学コース演習」地球学類開設の「地球学セミナー」、「地球学基礎セミナーA」、「地球学基礎セミナーB」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除かれる科目は、次の表のとおりとする。

学 類	学期GPA及び累積GPA対象除外科目
生 物 学 類	除外科目を指定しない
生物資源学類	基礎科目の関連科目
地 球 学 類	基礎科目の関連科目

(早期卒業)

第7条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学 類	対 象 者	卒業判定基準
生 物 学 類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を95単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が90%以上であること。</p> <p>さらに3年次から卒業研究を履修し、3年次終了時に卒業要件のすべてを満たすことが見込まれること。</p> <p>(2) 9月及び10月に入学した者にあつては、3年次の秋学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A・B」の割合が60%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が優秀と認められること。</p>
生物資源学類	<p>(1) 2年次終了時までには、卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。</p>	<p>学類の卒業要件を満たしていること。</p>

	<p>(2) 9月及び10月に入学した者にあつては、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 2年次の春学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。</p> <p>② 3年次の秋学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を90単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること。</p>	
地球学類	<p>(1) 2年次終了時までには卒業の要件として必要な単位数を95単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が90%以上であること。</p> <p>さらに3年次から卒業研究を履修し、3年次終了時に卒業要件のすべてを満たすことが見込まれること。</p> <p>(2) 9月及び10月に入学した者にあつては、3年次の秋学期終了時までには卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。</p>	<p>(1) 学類の卒業要件を満たしていること。</p> <p>(2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。</p>

(雑則)

第8条 この部局細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学類における授業科目の履修に関し必要な事項は、学類教育会議の議を経て、学類長が定め、学内に公示するものとする。

附 則

この部局細則は、平成19年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平20. 1. 24生命環境学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平21. 1. 22生命環境学群部局細則1号)

- 1 この部局細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 2 . 1 . 2 8 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 3 . 3 . 1 0 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 4 . 3 . 8 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 2 . 2 2 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 5 . 6 . 2 7 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 5 年 6 月 2 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この部局細則の適用前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 6 . 3 . 7 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 6 . 1 2 . 1 8 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 7 . 6 . 2 5 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 7 . 1 2 . 1 7 生命環境学群部局細則 2 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 2 8 . 8 . 2 2 生命環境学群部局細則 1 号）

- 1 この部局細則は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 28. 10. 27 生命環境学群部局細則 2号）

- 1 この部局細則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この部局細則の施行前に生命環境学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、改正後の筑波大学生命環境学群履修細則第 7 条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平 29. 1. 27 生命環境学群部局細則 1号）

- 1 この部局細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 29. 12. 21 生命環境学群部局細則 2号）

- 1 この部局細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 30. 6. 28 生命環境学群部局細則 1号）

- 1 この部局細則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 30. 12. 20 生命環境学群部局細則 2号）

- 1 この部局細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（平 31. 2. 28 生命環境学群部局細則 1号）

- 1 この部局細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

附 則（令 2. 2. 7 生命環境学群部局細則 1号）

- 1 この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項に規定する「学問への誘い」の成績の評語は平成 31 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この部局細則の施行前に学群に入学した者に適用される履修方法等にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)
(生物学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																
主専攻分野	専門基礎科目				専門科目				基礎科目(共通科目・関連科目)			計				
	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	
生物学	1	専門語学(英語)BI	1	科目番号がBB15からEB99で始まる科目	40～62	-	系統分類・進化学概論	1	分子細胞生物学概論 Introduction to Biology I	1*	-	総合科目(ブレイン・セミアナー、空間への誘い)	2	総合科目(ブレイン・セミアナー、空間への誘い)	18～40	
	1	専門語学(英語)BII	1	生物物理学	1	1*	遺伝学概論	1	Technical English IS,IF	0～3*	-	体育	2	外国語必修科目として修得した言語ならびに英語共通等程度に相当している言語(を除く)・博物館に関する科目・新職に関する科目(現代教育と教育理念、教育史概論、こころの発達、学習の心理、教科指導法(理科)に関する科目に限る)	2～4*	
	1	専門語学(英語)BIII	1	科目番号がFC2(FC24を除く)、FC3(FC34を除く)、EE(EF21、EF54を除く)、EG5、EG6、EG9、FA、FC、FE、FF4、FF5、FG12、FG22、FG32、FG4、FG52、G、HB、HEで始まる科目のうちから学部長が指定するもの	1	1	生態学概論	1	その他学部長が専門基礎科目として指定する科目	1	動物生物学概論	1	0～22	数学I及びII(理工学類)、微積分学(A)、情報科学類(C)、Calculus A、Mathematics 及び、Mathematics B、さらに、微積分・相当科目として学部長が指定する科目	9～31	
	1	科学コミュニケーションI	1	学部長が指定するもの	1	1	動物生物学概論	1	植物生理学概論	1	1	植物学概論、物理学概論またはPhysics	0～1*	物理学概論、物理学概論またはPhysics	0～1*	
	1	科学コミュニケーションII	1	その他学部長が専門科目として指定する科目	1	3	基礎生物学実験	3	基礎生物学実験	1	1	化学序論または化学概論	0～1*	化学序論、地球環境学I、地球連化学I,2	0～3*	
	1	専門語学(英語)DI	1	指定する科目	1	1	専門語学(英語)AI	1	専門語学(英語)AI	1	1	力学I,2,3またはMechanics I,II	0～4*	力学I,2,3またはMechanics I,II	0～4*	
	1	専門語学(英語)DII	1	所属するコースに及び指定された科目	1	1	専門語学(英語)AII	1	専門語学(英語)AII	1	1	電磁気学I,2,3またはElectromagnetism I	0～3*	電磁気学I,2,3またはElectromagnetism I	0～3*	
	1	専門語学(英語)DIII	1	所属するコースに及び指定された科目以外の科目	1	1	クワズセミアナー	1	クワズセミアナー	1	1	化学I,2,3またはChemistry I,II,III	0～3*	化学I,2,3またはChemistry I,II,III	0～3*	
	6	生物学実習	6	所属するコースに及び指定された科目以外の科目	6	6	卒業研究	6	卒業研究	6	6	プログラミング入門または Programming I, II(総合理工)	0～3*	プログラミング入門または Programming I, II(総合理工)	0～3*	
	6	生物学研究	6	所属するコースに及び指定された科目以外の科目	6	6	卒業研究	6	卒業研究	6	6	Thermodynamics I, II	0～3*	Thermodynamics I, II	0～3*	
	1	論文作成(ブレインジャーナル)	1	所属するコースに及び指定された科目以外の科目	1	1	卒業研究	1	卒業研究	1	1	物理学実験	0～3*	物理学実験	0～3*	
	22	単位数合計	22		40～62	0*	11	1～4*	10	0*	1～4*	18～40	0*	43	81	0*

(注) 1 この表に掲げる単位数は、卒業に必要な履修を要する。但し、「*」を付した履修は当該区分の上限単位数である。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. 「基礎生物学実験」「卒業研究」「卒業論文」及び必修の「総合科目」の履修は指定された方法によること。「体育」及び選択の「総合科目」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修すること。
 4. 必修の外国語は英語を原則とし、特に認められた場合に限り初級外国語または日本語により修得できる。
 5. 専門科目の選択科目として、EB15からEB99の科目より実習科目1科目を含む実習・実習科目4科目以上を履修すること。生物学公開講座実習科目を履修して修得した単位は、1科目を限度として卒業に必要な単位として認める。
 6. 卒業論文、卒業研究などの授業科目には、卒業研究の他、生物学研究法、生物学演習、専門語学B11、専門語学DI、DII、DIIIを含む。

(生物資源学類) Japan-Expert (学士)プログラムアグロノミスト養成コース

専攻分野	卒業に必要な履修科目及び修得単位数												計								
	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				関連科目								
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	
農学	専門語学Ⅰ	2	EC2で始まる授業科目(実験・実習・演習科目を3単位数以上を修得すること。)	21	—	Japan-Expert総論	1	生物資源の開発・生産と持続利用	—	総合科目(フレッシュマン・セミナー、学習へのいきない、及びJapan-Expertフレッシユマン・セミナーを含む)	3	総合科目(学士基礎科目)	1~3	—	—	—	—	—	—	—	—
	専門語学Ⅱ(履修条件基礎科目、専門基礎科目、専門科目を含む50単位以上を修得していること。)	2	EC3で始まる授業科目(実験・実習・演習科目を6単位以上修得すること。)	16	—	生物資源科実習	1	生物資源としての遺伝子ゲノム	3~4	総合科目(学士基礎科目)	1~3	総合科目(学士基礎科目)	1~3	—	—	—	—	—	—	—	—
卒業研究(履修条件専門基礎科目と選択科目、2年次の専門科目の必修科目の中から30単位を含む90単位以上を修得していること。)	卒業研究	6	(1) EC2 (2) EC3 (3) EC4 (4) BB BB EE EG5, EG6 FF FH (専門基礎科目として指定している科目を除く。)	16~25	—	生物資源学演習	2	生物資源と環境学・技術の最前線	—	総合科目(学士基礎科目)	1~3	総合科目(学士基礎科目)	1~3	—	—	—	—	—	—	—	—
	卒業研究(履修条件専門基礎科目と選択科目、2年次の専門科目の必修科目の中から30単位を含む90単位以上を修得していること。)	6	(1) EC2 (2) EC3 (3) EC4 (4) BB BB EE EG5, EG6 FF FH (専門基礎科目として指定している科目を除く。)	16~25	—	生物資源学演習	2	生物資源と環境学・技術の最前線	—	総合科目(学士基礎科目)	1~3	総合科目(学士基礎科目)	1~3	—	—	—	—	—	—	—	—
単位合計	12	53~62	0	4	17~25	0	30	1~9	0	0	8~22	0	46	93	0	139					

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の単位数を表す。
 2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすることは同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。
 3. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。
 4. 「総合科目」、「体育」、「外国語」、「情報」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものから履修する。
 5. 教職に関する科目は、農業科教育法概論、技術科教育法概論、技術科教育法概論及び理科教育概論について4単位以内とし、現代教育と教育理念、教育史概論、こころの発達、学習の心理及び道徳教育と合わせて6単位を限度とする。博物館学に関する科目については、関連科目の選択科目に卒業に必要な単位として認める。
 6. 「芸術(日本画実習)」「芸術(書A・B・C)」は、共通科目の「芸術」とはならない。

(生物資源学類)

卒業に必要な履修科目及び修得単位数																			
主専攻分野	専門科目				専門基礎科目				基礎科目				計						
	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	選択科目	単位数	必修科目	単位数	自由科目	単位数	合計		
生命環境学際	研究演習Ⅰ	1.5	EG6の科目	—	専門語学IS	1.5	EG02, 2, 5, 7, 8, EB11751, EB11351, EB11151, BE21861の科目	22	総合科目Ⅰ (フレッシユマ ンセミナーを含む)	2	—	—	—	—	—	10~18	35	0	124
	研究演習Ⅱ	1.5			専門語学IF	1.5			総合科目Ⅱ (但し生物資源 学開設の真分 野入門的科目を 除く)	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卒業研究Ⅰ	3			専門語学IIS	1.5			科目群A (注) 6	2~3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卒業研究Ⅱ	3			専門語学IIF	1.5			科目群B 科目群C 0~1	2~3 0~1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	論文作成・ プレゼン テーション	1	EG3, 9の科目 次のコードで始まる 授業科目 EC2, EC3, EC4, BB, EB, EE, FF, FH, BE22231 ただし、EG4, 5, 6の 同じ授業内容の科 目、専門基礎科目と して指定した科目を 除く						総合科目Ⅲ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	単位合計	10		45	0	6	22	0	19	4~12	0	0	0	0	0	10~18	35	0	124

(注) 1. この表に掲げる単位数は、卒業に必要な最少の数値を表す。

2. 同一の授業科目を重複して、他の科目欄の授業科目とすること又は同一の科目欄の他の授業科目とすることはできない。

3. この表の各科目欄に掲げる記号及び番号は、授業科目番号で、当該記号及び番号で始まる授業科目のグループを表す。

4. 「総合科目」、「体育」及び「芸術」は、それぞれ当該授業科目として開設されているものうちから履修する。

5. 共通科目及び関連科目の選択科目の単位数は、それぞれこの表に掲げる数の範囲内で、かつ、それらの合計が22単位以上であることが必要である。

6. EB11851とEB11651の内、いずれか1科目は総合科目II科目群Aにあてることができる。

7. 「第1外国語」は日本語とする。

8. 卒業学期第31条に定める卒業論文、卒業研究などの授業科目には、卒業研究の他、研究演習を含む。

9. 第1外国語と母国語を除く。

別表第3 (第3条第2項関係)

学 類	主 専 攻 分 野	主 専 攻 分 野 の 選 択 条 件 と し て 履 修 す べ き 指 定 科 目 及 び 単 位 数															
		専 門 科 目					専 門 基 礎 科 目					基 礎 科 目					
		必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数	自 由 科 目	単 位 数	必 修 科 目	単 位 数	選 択 科 目	単 位 数
地球学類	地球環境学	60単位(専門科目及び専門基礎科目(原則として地球環境学1,2,地球進化化学1,2,地球学実験を含む)の30単位を含む。)															
	地球進化化学	60単位(専門科目及び専門基礎科目(原則として地球環境学1,2,地球進化化学1,2,地球学実験を含む)の30単位を含む。)															

(注)

1. この表に掲げる単位数は、主専攻分野の選択に必要な最少の数値を表す。
2. 地球学類の主専攻分野は、2年次終了時に振り分けを行う。ただし、進級後も本人の希望によっては、主専攻分野の変更を許可することがある。

別表第4（第4条の2関係）

副専攻 主専攻	地球環境学	地球進化学	生命環境学際
地球環境学		EE3 から 23 単位 以上	EG3,6,9 から 23 単位 以上
地球進化学	EE2 から 23 単位 以上		EG3,6,9 から 23 単位 以上
生命環境学際	EE2 から 23 単位 以上	EE3 から 23 単位 以上	

(注)

1. 上記に定める単位数を卒業までに修得すること。ただし、上記に定める単位数の内、少なくとも 9 単位は、各主専攻で卒業に必要な修得単位数の他に修得すること。
2. 上記表中の EE2 は地球環境学主専攻の専門科目、EE3 は地球進化学主専攻の専門科目、EG3 は生命環境学際主専攻の専門科目（生物学類開設）、EG6 は生命環境学際主専攻の専門科目（生物資源学類開設）、EG9 は生命環境学際主専攻の専門科目（地球学類開設）を示す。
3. 申請条件、申請方法、認定等の詳細は、学類において別途公示する。